

熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例の制定について

熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき熊本市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、熊本市農業委員選定委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、24人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 熊本市農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数は、48人とする。

(熊本市農業委員選定委員会)

第4条 市長の諮問に応じ、農業委員の選定に関する事項を審議するため、熊本市農業委員選定委員会を置く。

2 熊本市農業委員選定委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止)
- 2 熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例（昭和32年条例第33号）は、廃止する。
(熊本市農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第29条第2項の規定によりなお従前の例により在任するものとされる農業委員が在任する間における定数については、この条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 4 熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

農業委員会	会長	月額 90,000円
	副会長	月額 59,000円
	委員	月額 55,000円

」

を

「

農業委員会	会長	月額 90,000円
	副会長	月額 59,000円
	委員	月額 55,000円
	農地利用最適化推進委員	月額 50,000円

」

に改める。

(提出理由)

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18

条第2項の規定に基づき熊本市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるとともに、熊本市農業委員選定委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。